

平成十八年十月四日提出
質問第四四号

医療保険給付における高齢者の患者負担に関する質問主意書

提出者 中川正春

医療保険給付における高齢者の患者負担に関する質問主意書

十月一日から健康保険法等の改正により高齢者の患者負担が引き上げられた。それにより高齢者の負担が増大し、日常生活に大きな影響を及ぼしている。そのなかで高齢者の医療保険が健康保険法、老人保健法両方に係わることから制度と実態の矛盾点が散見される。そこで次の事項について質問する。

1 高齢者夫婦二人所帯という場合、この所帯の定義は何か。夫七〇歳、妻六八歳は高齢者二人所帯に当てはまるのか。また、その法令上の根拠は何か。

2 1の場合に所得が三百八十三万円以上五百二十万円未満の場合、患者負担はどうなるのか。その根拠法令は何か。

3 1の場合に妻が七〇歳になると患者負担はどう変わるのか。また、その根拠法令は何か。

4 妻が七〇歳未満の場合と、七〇歳になった場合とでこの夫婦の生活実態になんら変化はないにもかかわらず患者負担が変わるとするのは合理性を欠き、生活者の実感からは理解できないと思われるが、政府の

見解を問う。

右質問する。